

学習問題 法やきまりは、私たちのくらしとどのようなつながりがあるのでしょうか。

わたしたちの生活の中には、いくつもの約束や「きまり」があります。
思いつく「きまり」を書いてみましょう。

生活の中では、
先生の家では、
先生の役割は トイレやお風呂のそうじ。子供の役割は せんとくものをほしてたたむこと。食事の片づけをすること。お風呂のお湯はり。
友達と遊ぶときは、
友達の悪口を言わない。友達にぼうりよくをふるわない。年の下の子には遊具をゆずる。
道路では、信号が赤の時はわたらない。道路の右側を歩く。

3～5年の学習を思い出しましょう。
ごみを出すときの約束は、
燃えるごみと燃えないごみを分別します。ごみを出せる日と場所は決まっていたね。
警察の仕事では、
人のものをぬすみません。お酒を飲みません。たばこはすいません。
人の安全を守るために、信号機や横断歩道が作られます。
救急車が来たら、道をあけます。
報道や新聞社の仕事では、
個人情報勝手に報道しません。写真にも、肖像権があるので勝手にのせません。
まちがった報道をすると人にめいわくがかかるので、まちがった報道はしません。
薬物乱用防止教室では
違法な薬物を使いません。

年に1回、健康診断を受けることができます。
自分のなりたい仕事を自分の力で選ぶことができます。
学校に通うことができます。人をいじめることはゆるされません。
このような「きまり」や「法」は、何のために作られたのでしょうか。

だれもが住みよい社会を作るためのルールが「法」です。
日本の法の中で一番、基本となる法を「日本国憲法」と言います。
どんなことが書かれているか、調べていきましょう。

学習問題 日本国憲法には、どのようなことが書かれ、私たちの生活とどのようにつながっているのでしょうか。

「人権」という言葉の意味や内容を知っていますか？

人が生まれながらにして持っているおかしことのできない権利を「基本的人権」と言います。すなわち、『法律やルールを守る中では自由にすることができ、だれもが生きていることをだれにもじゃまされないこと』を意味しています。

人権にもいろいろな種類があります。

「日本国憲法」の中に書かれている人権について、調べてみましょう。教科書P15

書かれている人権の内容

第何条ですか？

日本の国は、人間の権利を「おかしことのできない永久の権利」としていつまでも大切にすることを約束します。	➡	第 11条
人間の権利を大切にすることは、なにをやってもかまわないということではありません。ほかの人の権利とぶつかるときには「公共の福祉」の原理にしたがって制限されます。	➡	第 12条
個人の尊重、男女の平等（平等権）		
ひとりひとりの国民こそ、この上なく尊い存在です。みなさんのいのち、自由、そして幸せを求める権利の実現を「公共の福祉」の原理のもとで図っていくことを約束します。	➡	第 条
日本の国は、みなさんを身分が高いからとか、考え方がちがうからとか、男である、女であるからとかということで差別をすることはありません。	➡	第 条
政治に参加をする権利（参政権）		
役人は、すべてのみなさんのために仕事をするのであって、ひいきをして仕事をしてはいけません。みなさんは、成年になれば選挙をすることができます。	➡	第 条
思想や学問の自由（自由権）		
みなさんは心の中でどんなことを考えてもかまいません。	➡	第 条
みなさんはどんな勉強をしてもかまいません。	➡	第 条

言論や集会の自由（自由権）

みなさんは自由に集会をひらいたり、団体を作ったりしてもかまいません。また、みなさんは自分の言いたいことを自由に言い表したり、本にしてもかまいません。



第 条

信教の自由（自由権）

みなさんはどんな神様を信じててもかまいません。また、日本の国は神様とのどんな関係も持つことはありません。



第 条

転居や移転、職業を選ぶ自由（自由権）

みなさんは自由に住むところを選び、仕事を選んでてもかまいません。ただし、「公共の福祉」の原理にしたがってそれをおこなってください。



第 条

健康的で文化的な生活を営む権利（生存権）

みなさんは人間らしい「健康で文化的な」生活をおくることができます。そのために、日本の国はできるかぎりの努力をして制度を整えてみなさんを支えんすることを約束します。



第 条

教育を受ける権利（社会権）

みなさんは能力に応じた教育を受けることができます。小学校、中学校はただで行くことができます。



第 条

仕事について働く権利（社会権）

みなさんは働くことができ、また働かなくてははいけません。



第 条

働く人が団結する権利（社会権）

働く人はやとう人より弱い立場にあります。そこで、日本国憲法は働く人は、働く条件について「労働組合」という団体を作って、やとう人と交渉ができる権利を約束します。



第 条

裁判を受ける権利

みなさんは裁判所でしっかりとした裁判を受けることができます。



第 条

これだけ、たくさんの人権が、「日本国憲法」の中で定められ、守られています。ここに書かれている人権を「基本的人権」と呼んでいます。

たとえば、さまざまな理由から働くことが出来ない人が生きていくために、その生活にかかるお金をえん助することも、日本国憲法の生存権に基づき、行われます。

みなさんは、人権作文を書いたり、人権標語をつくったりしたことがありますね。差別をゆるさない社会をつくるために行われています。障害やけがなどのために例えば車いすで生活をしている人にも使えるユニバーサルデザインのトイレやお年寄りや重い荷物を持っている人のためのエレベーターなど、生活の中にも、国民の権利を守るための施設がありますね。

日本国憲法の中には、義務も書かれています。どんな義務があるのでしょうか。

子供に教育を受けさせる義務

自分の子供に普通教育を受けさせなくてははいけません。なお、小学校、中学校はただで行くことができます。



第 条

仕事について働く義務

みなさんは働かなくてははいけません。



第 条

税金を納める義務

みなさんは税金を納めなくてははいけません。



第 条

昔と比べてみると

例えば、「基本的人権」は、

大日本帝国憲法では、天皇の臣民に与えられたもので、法律の中で認められるもの。

日本国憲法では、人間が生まれながらにして持つ権利とされました。

例えば、大日本帝国憲法下では、拷問等も行われていましたが、日本国憲法では認められていません。

選挙についても、大日本帝国憲法下では男の人にも認められていました。

日本国憲法では、男女に平等に与えられた権利となりました。

江戸時代と比べると

江戸時代には、「士農工商」といって、身分が決められていて、武士の子供は武士、農民の子供は農民というように、職業も定められていましたし、引っ越すことも自由にできませんでしたし、平等でもありませんでした。

日本国憲法では、職業を選ぶ権利も認められていて、引っ越しの自由も認められ、すべての人が平等であると書かれています。

学校の制度も

明治時代の初めは、月謝がかかりました。お金が払えない人は学校に通うことが出来ませんでした。日本国憲法では、小学校と中学校は義務教育と言って、必ず通える学校とされており、ただで通えることになりました。自分の使う教材のお金や給食のお金は集めますが、月謝はありません。また、教科書もタダで配られます。

～時代とともに、権利も変わってきます。ぜひ、歴史の勉強の中で、今日学んだ権利を思い出しながら比べて学習してみましょう。

戦争は、8月に終了しました。8月15日が終戦の日となっています。
毎年、8月15日を中心に戦争でなくなった人々を慰霊（いれい）し、平和をいのる式典が、日本の各地で行われます。

日本は、世界に一つだけの被爆国（ひばくこく）～原子爆弾（げんしばくだん）を落とされた国～として、核兵器（かくへいき）を「もたない つくらない もちこませない」という非核3原則（ひかくさんげんそく）をかかげています。

まとめましょう！

NO2からNO6までを通して、日本国憲法に書かれた3つのことを勉強してきました。

- 一つ目は、「基本的人権にかかわること」
- 二つ目は、「国民主権」
- 三つめは、「戦争をしないこと」

この3つを、日本国憲法は3つの柱としています。教科書P10を見て、まとめましょう。

	政治の主人公は国民
	生まれながらの権利を大切にする
	二度と戦争をしない

勉強してきたこの3つの柱が、自分たちの生活の中に、生かされている場面を見つけましょう。

○歩道に、点字ブロックがあった。
